

旭川市道路占用料条例改正後別表（令和6年4月1日）

占用物件		単位	占用料 (円)
法第32条第1項第1号 に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570
	第2種電柱		870
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		810
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ き1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トルにつき1年	300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420
	広告塔	表示面積1平方メー トルにつき1年	1,800
その他のもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	1,000	
法第32条第1項第2号 に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ き1年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未 満のもの		91
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未 満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未 満のもの		210
	外径が0.7メートル以上1メートル未満 のもの		300
外径が1メートル以上のもの	610		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メー トルにつき1年	1,000

占有物件		単位	占有料 (円)	
法第32条第1項第5号 に掲げる施設	上空に設ける通路	占有面積1平方メー トルにつき1年	900	
	地下に設ける通路		540	
	その他のもの		1,000	
法第32条第1項第6号 に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的 に設けるもの	占有面積1平方メー トルにつき1日	18	
	その他のもの	占有面積1平方メー トルにつき1月	180	
道路法施行令（昭和27 年政令第479号。以下 「令」という。）第7条 第1号に掲げる物件	看板（アーチであ るものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メー トルにつき1月	180
		その他のもの	1面に表示するもの	
	2面以上に表示する もの		表示面積1平方メー トルにつき1年	1,260
	巻き付けるもの			630
	標識		1本につき1年	810
	旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日	18
		その他のもの	1本につき1月	180
令第7条第4号に掲げ る工事用施設及び同条 第5号に掲げる工事用 材料	一時的に設けるもの	占有面積1平方メー トルにつき1日	7	
	その他のもの	占有面積1平方メー トルにつき1月	180	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メー トルにつき1月	100	
上記以外の工作物、物件又は施設		市長が別に定める。		